

# 投票所入場券は

これがなくても投票はできます。入場券がない時は、最寄りの選挙管理委員会にお問い合わせの上、身分を証明するもの（運転免許証・保険証等）を持ってお出かけください。

# 不在者投票は

投票当日、正当な事由によって投票所へ行って投票することができない選挙人のための制度です。

そのような方は、入場券又は身分を証明するものと印鑑を持って、最寄りの選挙管理委員会へお出かけください。告示日から投票日の前日まで、毎日午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日も含む）できます。

# せつかくの投票が

せつかく投票された一票も、次のような投票は「無効」となります。

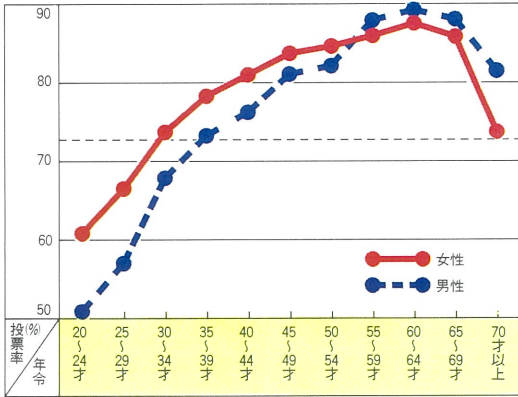
候補者のほかに「必勝」など他のことを記載した場合は無効となります。投票用紙には候補者の名前だけを書いてください。



たかが一票といわないでください。

- 昭和38年以降県内で行われた選挙で
- ・ 当落が一票差の選挙 29件
- ・ 一票未満の選挙 8件
- ・ 同点の結果くじで 12件

大事な一票です。



投票参加求めます！

# 県知事・県議会議員選挙

4月7日(日) 朝7時~夕6時

(一部の地域は除きます)

# 食物の提供の止

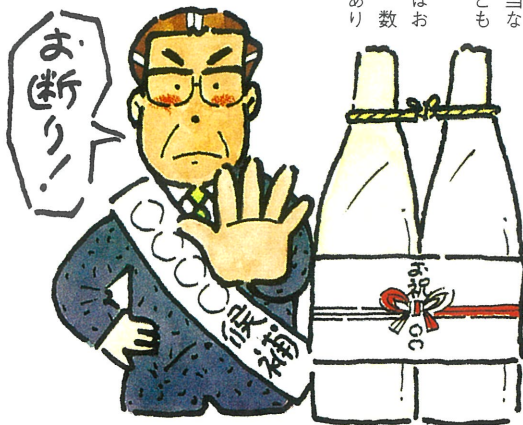
選挙運動に関して飲食物を提供することは原則としてできません。

選挙の時に有権者が候補者に陣中見舞としてお酒を持っていくことも禁止されています。

選挙事務所に激励に来た人に対してお弁当など飲食物を出すことも禁止されています。

禁止されています。運動員・労務者にはお弁当を出せますが、数量と金額に制限があります。

ます。



まちづくり

未来をたくす

この一票



# 皆さん

# ご存じですか

## 政治家の寄附は

## 禁止されています。

1、政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、いかなる名義をもつてするものであっても禁止されており、原則としてすべて罰則の対象となります。

2、政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

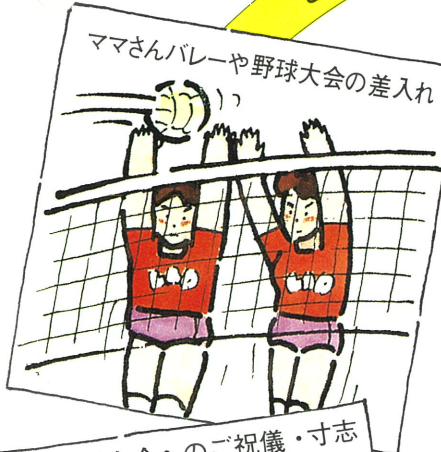
3、政治家や後援会が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌などにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すとは罰罰されます。

4、後援会が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出すとは罰罰されます。

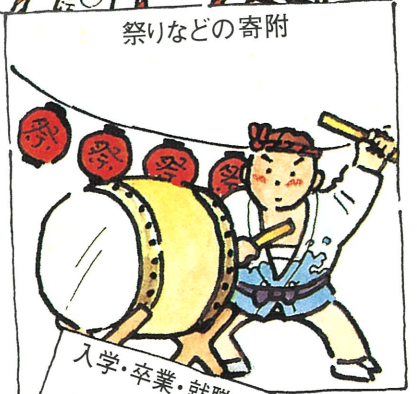
## 政治家に、寄附を 要求することも 禁止されています。

5、有権者が威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると罰罰されます。

このようなことは禁止されています。



金のかからない  
政治・選挙のために  
寄附禁止のルールを  
守りましょう。



# 福岡県知事・県議会議員選挙

4月7日

まちづくり

未来をたくす この一票

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会